

論文

## 戦後の税制改正に伴う我が国の中小企業会計基準の変遷

## Changes in Japan's accounting standards for SMEs following the post-war tax reform

星野 有理子<sup>1)</sup>  
Yuriko Hoshino平川 茂<sup>2)</sup>  
Shigeru Hirakawa

## ■Abstract

In this study, We will look at the relationship between the introduction of the self-assessed tax payment system based on the Report on Japanese Taxation by the Shoup Mission 1 published in 1949 and Report on Japanese Taxation by the Shoup Mission 2 in 1950, with regard to the history of discussions on accounting standards for SMEs in Japan, especially from the discussions that took place after the Second World War.

We discuss the introduction of accounting standards for SMEs, the matters related to accounting practice that were necessary for SMEs at that time, and the national measures taken to supplement accounting technology.

**Key Words:** SMEs bookkeeping guidelines, Report on Japanese Taxation by the Shoup Mission, Corporate income tax and personal income tax

## 1 はじめに

我が国における中小企業向け会計基準<sup>1)</sup>の端緒は、第二次世界大戦後まで遡る。我が国で初の中小企業向け会計基準は、1950（昭和25）年公表の「中小企業簿記要領」である。その後、約半世紀ほど、中小企業向けの明文化された会計基準の公表はなされておらず、再度議論が活発化したのは2000年代に入ってからである。そして、2005（平成17）に日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会が「中小企業の会計に関する指針」を、2012（平成24）年に中小企業の会計に関する検討会が「中小企業の会計に関する基本要領」それぞれ公表した。

我が国の中小企業向け会計基準に関する議論の歴史の中でも、特にその萌芽である第二次世界大戦後に、会社の計算書類を公開する利害関係者が金融機関など極めて少数である中小企業には従うべき会計基準などは必要ないはずであるのに、なぜこれらが必要とされたのだろうか。

制度的側面からみると、1949（昭和24）年のシャープ使節團日本税制報告書（以下、第一次シャープ勧告）及び翌年1950（昭和25）年のシャープ使節團日本第二次税制報告書（以下、第二次シャープ勧告）<sup>2)</sup>による申告納税制度導入との関わりは無視できない程重要である。本稿では、中小企業向け会計基準導入までの議論及び、これに伴って当時の中小企業に必要とされた経理実務上の事項や、会計上の技術を補うためになされた国家の対策について明らか

にする。

## 2 戦後我が国の経済状態—昭和22年経済実相報告書より—

まず、中小企業向け会計基準の議論に先立ち、戦後の我が国の状態がどのようなものであったのかをみていきたい。

1947（昭和22）年に経済安定本部が公表した経済実相報告書によれば、我が国経済を「一家の家計」のように考えたとき、経済を営む部門を次の3つに分けることができるとする（経済安定本部1947, 2）。

- (1) 政府の財政
- (2) 民間企業（農業経営を含む）
- (3) 国民の家計

まず(1)政府の財政については、民間企業への資金散布超過等により歳出が歳入を上回り国内赤字のみでも39.8%に達していた（経済安定本部1947, 3）。また、国が長い間赤字を続けうるためにはどういった方法があるのかということを一家庭に置き換えて次のように例えている。

「第一には、貯金を引き出す。第二には、財産を売る。第三には、人から金をかりるか又はもらう。」（経済安定本部1947, 3）。

第一の方法については、国に物の形でストックされている財産を消費していくということではなく、外貨の形で予算を引き出すことができれば物資の輸入も可能であるが

1) 近畿大学大学院産業理工学研究所産業理工学専攻 博士後期課程1年

2) 近畿大学産業理工学部経営ビジネス学科 准教授

現状困難であることが述べられている。第二の方法では国が過去に生産し保有していた製品、貴金属類、国宝などの美術工芸品を海外に売り渡すことが相当するとされる。第三の方法では、諸外国から借金をするか、無償で物や金銭の提供を受けることを挙げているが、「わが国は、国土としても貧しいし、その上、無謀な戦さをして、国際的な信用も失った。」(経済安定本部1947, 4) と国際的な経済支援を享受することも困難であったことがうかがえる。このように、国家の財政が窮迫していたことは明らかである。

(2)民間企業については、戦後の鉄道会社や鉄鋼業、発電所などで経年的な老朽化や大戦による破損など設備の補修が必須となっていることが問題視され、これが企業自体の収入の減少や企業内部での人件費の高騰など、企業の予算の関係上十分にはなされない現状があった(経済安定本部1947, 6)。

(3)国民の家計については、「大部分の都市勤労階級」において、日々の生活のために家財道具や衣料品などを都度売って生活費を賄うようないわゆる「たけのこ生活」という言葉が示すとおり、毎月赤字を記録することが常であった(経済安定本部1947, 3)。

次に、「(五) 財政金融」の項目では、当時の本年度予算の諸問題が取り上げられており、中でも「物價の騰貴」や「人件費の増大」に伴う国家歳出の増額は当初の予定よりも増加することは必須の情勢であるとし、これを補うための歳入の増加を行うために確実な徴税が必要であるとしている。しかしながら、当時は「閥利得の如きつかまえにくい所得がふえているので、徴税機構の整備と国民全体の協力とによらない限り税源の完全補足は非常にむづかしい。」(経済安定本部1947, 19) と国民からの所得税徴収のためのシステムが整備されておらず、これもまた国の財政を逼迫させうる一要因となっていた。

以上のように、1947(昭和22)年の「経済実相報告書」によれば、我が国では国自体の経済状況も、国民の生活も貧困に悩まされ、一刻も早い国家財政の立て直しが求められていた。特に、当初の国家予算を超える歳出をどのように賄っていくのが大きな課題として挙げられ、その方法として国民からの確実な税収の確保は重要視されていたのである。

### 3 「第一次シャープ勧告」及び「第二次シャープ勧告」と我が国の税制改正

#### 3.1 「第一次シャープ勧告」の主たる目的及び内容

「第一次シャープ勧告」の中で、企業全体に大きな影響を与えたのは法人及び個人所得税の申告納税制度の導入であろう。これについて述べる前に、いわゆるシャープ勧告

がどのような目的を持ってなされたものか整理したい。

1949(昭和24)年にコロンビア大学のカール・S・シャープ教授率いる税制使節団による「第一次シャープ勧告」が、翌年1950(昭和25)年には「第二次シャープ勧告」が公表された。小川(2009, 32-33)によれば、シャープは「第一次シャープ勧告」を行うにあたっての基本方針と調査目的を次の5点に集約している。

- (1) 経済の安定に資するため、インフレ抑制と総生産を回復させること。
- (2) わずかな修正は別として、数年間変更を要しない安定した税制の作成。
- (3) 現行制度に存在する大なる不公平を除去すること。
- (4) 地方自治を強化する既存の政策に財政的指示を与えること。
- (5) 税務行政を改善し、及び税法の強力なる執行を促進するためになされつつある努力に便宜を与えること。

更に金子(2019, 60-63)は、「第一次シャープ勧告」の主たる内容を次のように示している。

- (1) 間接税中心から直接税中心の税制を勧告。
- (2) 所得税については総合累進所得税の考え方を推進。
- (3) 所得税の保管税として富裕税を創設することを勧告。
- (4) 法人税法について所得税との二重課税を排除するための措置として、一定割合を税額控除することを勧告。
- (5) 所得税と法人税に共通の問題として、事業用固定資産の再評価を勧告。
- (6) 相続税及び贈与税についてはそれらを別々に課税する方式に変わり累積的取得税の制度を採用することを勧告。
- (7) 租税特別措置を公平の原則に反するものとして排撃。
- (8) 租税行政の改善、罰則の強化、申告納税制度の拡充を勧告。

特に、前述した法人及び個人所得税との関わりが深いのは、「(8)租税行政の改善、罰則の強化、申告納税制度の拡充を勧告。」という項目である。ここでいう申告納税制度とは現代でいうところの青色申告制度のことを指す。

青色申告制度とは、企業などの納税者が青色申告書による申告納税の承認を所轄の税務署長から受け、所定の帳簿書類を備え付けた上で青色の申告書で課税所得及び税額の申告を行う制度であり、これを行う全ての納税者は適正な記帳を行う見返りとして所得金額や税額の計算及び課税手続において一定の特典を与えられる。

この仕組みは、申告納税制度の導入時から同様である。日本税理士会連合会税制審議会(2012, 1)は、青色申告制度について、「この制度は、無申告や過少申告が常態化していた戦後の混乱期において、適正な記帳と申告を促し、申告納税制度の定着に一定の役割を果たしたものと評価す

ることができる。また、執行面では、頻発していた決定・更正、再更正、不服申立てといった当時の悪循環を改善し、税務行政の円滑化に寄与したとみることができる。」とその導入を評価している。

我が国においては、「第一次シャウプ勧告」がなされた1949（昭和24）年よりも前に、既に我が国ではこの申告納税制度と同等の制度が1945（昭和20）年の法人税法改正時に導入されていた。これは、申告納税を行うべき法人は資本金500万円以上の法人及び当時の大蔵大臣が指定した法人のみであり、限定的な制度であった。この制度下では納税者は決算日から60日以内に法人税・営業税・臨時利得税を申告し、政府はそれに基づき各税の納付をしなければならない。ただし、税額の決定は政府が行っていたことから、当該法人の実態に即した公平な課税制度ではなかった（池本1981, 145）。またこの申告納税様制度に従わなくてもよい大多数の企業は賦課課税制度の下、税務当局が更正決定した納税額で法人所得税や個人所得税を納税するという仕組みであった。

この賦課課税制度は、多くの問題点を抱えていた。品田（1950, 37）によれば、特に個人企業を含む中小企業の大部分は「完全な帳簿を備えて居らず、法人に於いても大企業はさて置き中小企業については帳簿の不完全というのが相当である。」と課税所得を示す根拠となるための帳簿組織が整っていなかったようである。また、第一次シャウプ勧告においても、「第四章 個人所得税 税率と控除」で「現在の高税率と高度の脱税は相俟って悪循環を生じている。納税者、特に営業者が自分の所得を過少に申告するのが通弊であると税務官吏は考えている。（中略）多くの税務官吏は実地調査や帳簿検査をせずに、事務的に納税者の更正決定を高く見積もってしまう。一方納税者はこれが官吏の通性であるように考え、正直に申告する気にならない。（中略）もし所得税が存続するならば明らかにこの悪循環を断ち切らなければならない。」（税制使節団1949, 43）と官民双方の理解がなければこれら所得税の公正な徴税はなされないとの認識を示している。

そのため、「第一次シャウプ勧告」でなされた税制改正の中でも法人所得税と個人所得税についてはとりわけ早急に公正な徴税方法の確立が求められていたと考えられる。

### 3.2 法人及び個人所得税の申告納税制度

第一次シャウプ勧告では、その目的を「商工業者および相当な生計を営むすべての納税者が記帳を励行し、公平に関連するかなり複雑な問題を慎重に論及することを辞さないということに依存する近代的な制度を勧告することにある。同時に、また、小さな納税者には、申告及び納税の手

続を簡単なものにしておくべきである。」（税制使節団1949, 7）とし、課税の公平性の観点から、正規な記帳に基づいた申告納税制度を取ることを推進すると共に、特に法人所得税及び個人所得税については申告納税制度の導入を勧告した。

申告納税制度は、全ての納税者が課税所得及びそれに基づく法人税額を計算し申告納税するものである。従って納税者が自ら帳簿組織を整え申告すれば、政府が算出した法人税額を賦課課税されることはない。しかしながら、ここで多くの中小企業は大きな問題に直面することになる。

まず、課税所得の計算や法人税額を自ら計算するためには企業の取引に関する一通りの帳簿組織が整備されている必要があるが、当時は帳簿を備えていない中小企業も少なくなかった。次に、そもそも帳簿付けをすることのできる会計知識をもった人材の不足があった。

これについては、当時の大企業においては会計制度の見直しや改正が必要に応じてなされてきたが、中小企業についてはほとんど考慮されず、国や有識者らが指導的立場を取って「中小企業の会計のレベルアップを図る努力する余力もなかった。」とする。そうであるにも関わらず中小企業に大企業と同様の課税所得計算を行うよう課すことは困難である（品田1950, 38）。

更に、第一次シャウプ勧告でも、大企業と中小企業の記帳と記録について、「付録D」の「E 付帯問題」にて次のように述べている。

大企業については「大会社については余り困難な問題はない。大会社は正しい記帳と会計をつけるに十分な職員もっている。」（税制使節団1949, 272）としている。

一方で中小企業については「(1)教育面」、「(2)記帳の模範的様式の作成」、「(3)正しい記帳をつけるための誘因策—税務署の態度」の3つの項目に分けて問題点を指摘している。

「(1)教育面」では、その冒頭に「大問題なのはあらゆる種類の中小企業の会計実務の改善である。」（税制使節団1949, 272）とし、国や商工会議所などが協力し、中小企業はもちろんのこと、教育機関でも科目に簿記を含めるなど、簿記教育を促進していく必要があるとしている。

また、「(2)記帳の模範的様式の作成」では、「会社および個人にその職業および教育水準に適合した帳簿様式を提示することが必要である。（中略）このような努力には大蔵省は国税庁、国税局および税務署を通じて全面的に協力すべきである。（中略）会計様式は簡易にしておくべきである。」（税制使節団1949, 272）として、記帳のための簡易な帳簿様式を税務当局や国が中心となり示し、それに従うことを励行するよう指示していくことの必要性を述べている。

次に「(3)正しい記帳をつけるための誘因策—税務署の態度」では、申告納税制度導入のための正確な記帳や帳簿組織の整備を奨励するために、帳簿記録をつける納税者には「特別な行政上の取扱」の規定をすることを勧告している。

以上のように、大企業については申告納税のための正しい記帳や帳簿組織の整備面において問題はなかったが、中小企業に関しては、帳簿記録を行うための会計の専門知識を持った人材の不足など、申告納税を行うために乗り越えなければならない課題が多かった。更に、当時の中小企業は日本の全工場の98%、総生産額の60%を占めており（品田1950、38）、その存在は無視できず、個人を含む中小企業からの適正な所得税の徴税は必須の事項であったと考えられる。

### 3.3 申告納税制度に係る「第二次シャウプ勧告」の追加勧告

第二次シャウプ勧告は第一次シャウプ勧告公表後およそ1年間における、我が国の税制の現状を次の3点から報告したものである（税制使節団1949、284）。

- (1) 新制度の下で得られた経験の評価
- (2) 過去1年間一般の討議によって展開された新しい問題点は何かについての叙述
- (3) 新年度において生ずるとされる主な問題の分析

申告納税制度の執行に関しては、附録書の「所得税及び法人税の執行に関する問題」にて新たな指摘がなされている。

(1) については、第二次シャウプ勧告公表時である1950（昭和25）年9月時点で、「法人においては納税者の47.2%が青色申告書を選んだ。しかしながら、個人で青色申告書を使用する者は全体で4.4%、農民では3.2%、営業者では4.2%となっている。」（税制使節団1950、334）とその普及率を示している。(2)及び(3)については、申告納税に伴う青色申告書の使用を妨げるものの原因に、未だ複雑な諸手続きを挙げ、複式簿記による記帳が困難である者には単式簿記の使用が認められることを、法律上及び運営面において明瞭にするべきであるとしている（税制使節団1950、334）。そして、そのための「明瞭且つ簡単な説明書」を用意して青色申告の一層の普及に努めるべきとの立場をとっている。

### 3.4 中小企業の会計実務に関する先行研究

第一次シャウプ勧告および第二次シャウプ勧告が公表された当時の中小企業の会計実務の現状と課題について述べている先行研究には、青木（1949）、佐藤（1949）、安藤（1949）、記内（1949）などがある。

青木（1949）は、事業の会計とは、事業財政の実態を把

握し、貨幣的に表現することを目的とするとし、更に単に過去の事業活動を保存するためのものではなく将来の事業活動について一定の貢献をなすものに現代的な意義があると述べた上で、特に合理的な事業経営には正確な帳簿付けが必要であり、それを「会計記録を事業経営上のパイロットとして、積極的且つ組織的に将来経営にまで生かして行く」（青木1949、27）ことで、会計は本来の機能を発揮するものとしている。しかしながら多くの中小企業の経理実態について、「何等の経理事務を行っていないか、或は行っているにしても、断片的にしか会計収支を把握できず、その方法は非経済的である。」（青木1949、28）と述べている。また、中小企業の特質は(1)経営面においても経理面についても基本的基礎が薄弱である、(2)資本関係、販売及び購買関係などについて封建的な残滓が多い、(3)中小企業は経済的悪化に対する耐久力が弱いということし、それを鑑みても、中小企業の育成、発展には外部からの強力な指導及び援助なくしては難しいとの認識を示している。これは申告納税制度のための記帳の奨励とは別の角度から中小企業の記帳の必要性を述べているが、中小企業の会計実務がいかに薄弱であるかということがうかがい知れるものである。

また、佐藤（1949）は、シャウプ勧告における会計の役割に、税制改革の長期的成功と適正な会計基準の設定と公認会計士の健全な発達が肝要であると強調されていることに着目している。「公認会計士の健全な発達」に関しては中小企業の決算書には外部監査の必要はないため直接的には関係ない。一方で「税制改革の長期的成功」に関しては、前述した第一次シャウプ勧告における中小企業の会計上の問題点にもあるような、中小企業が自ら「正しい記帳」を行わなければならないということとの関係は深い。「適正な会計基準の設定」に際しては、1949年に経済安定本部企業会計制度対策調査会が「企業会計原則と財務諸表準則」を発表している。佐藤はこれを「調査研究を行った努力の結実」（佐藤1949、15）であることは言うまでもないとしながらも、シャウプ使節団の調査研究の方法と比較すると「些か不十分」であるとの見解を示している。また、「企業会計原則と財務諸表準則」について、「本報告書の重大性に鑑み、我國における各階各層の人々が、それぞれの立場から自由活撥に本報告書に對して意見を開陳し、忌憚なく大いに検討批判し、盛んに議論せられんことを衷心より要望する」（佐藤1949、16）とし、関係省庁はもちろんのこと、企業規模に関係なく多くの意見に耳を傾け、企業会計原則とそれに付随する財務諸表準則について改善修正をし、完璧を期すべく議論され続けていくことを重要としている。

安藤（1949）は、シャウプ勧告後の中小企業者の傾向として「税が高い高いと謂う人は自分の税額をしらず、他人

が高率だというので高いと叫び如何なる内容のものかの検討にまで到っていない」(安藤1949, 55)と述べ、更には「税務署の係官でも自分の関係する部分きり知らない状況である。」(安藤1949, 55)と税制について中小企業はもちろんのこと、税務署の職員ですらその複雑さから職務として取り扱っている部分以外の国税については知識が乏しいことを指摘している。

また、新たに導入された申告納税制度においては各事業者の正規な記帳が根底にあるのであるが、国の担当機関が中小企業者にこれを可能とするまでに指導し、その申告によって課税所得を査定するまでには相当な困難があるとす。しかしながら帳簿付けは今後の中小企業者には必須の要請であり、「今後の中小企業者は是が非でも経営の健全化、合理化が極端に要請され、金融面から、取引面から又税務の面から帳簿付けが必要になるので、この面から考えてもとり上げなければならない。中小企業者、安本、金融関係からとして大蔵省は大いにとり上げる必要があるので、この際は税務のみに委せず関係官廳機関が總動員の形で推進する必要がある。」(安藤1949, 56)との認識を示している。

記内(1949)は、「金融難」、「租税負担の過重」、「経営の合理化」の3点を中小企業が当面している問題と述べる。

特に「金融難」を打開するための中小企業金融の円滑化について、「中小企業者自身の努力によつてその円滑化が圖られる可能性が示されているのである。」(記内1949, 39)とし、その点について1948(昭和23)年8月11日に閣議決定された「中小企業金融対策要綱」において、「特に帳簿組織の整備を圖り、金融受入体制を整えるよう指導する」(記内1949, 39)として、帳簿を付けることの重要性を述べている。また、「企業會計原則及び財務諸表準則」は、中小企業には適応し難く程度が高いとする。そのため、中小企業に適応できる簡易な会計基準が要望されるとし、国会において小委員会を設けて研究が続けられていることについても言及している。

以上の先行研究から、当時の中小企業を取り巻く会計の現状と課題は次の3点に集約されると考えられる。

- (1) 経理面においても会計面においても基礎が大企業に比べて薄弱である。
- (2) 申告納税を中小企業者が行うためには正しい簿記が根底になければならないため、国が指導を行う必要がある。
- (3) 簡易的且つ少ない帳簿で青色申告が可能となるような仕組みが求められる。

## 4 中小企業簿記要領の概観

次に、我が国における初めての中小企業向け会計基準である中小企業簿記要領についてみていきたい。経済安定本部企業会計制度対策調査会(現在の企業会計審議会)が1950(昭和25)年に公表した中小企業簿記要領は、1949(昭和24)年に設定された企業会計原則をベースに、当時の中小企業の属性に配慮し簡易的な簿記の方法を示したものである。

ベースとなる企業会計原則の設定に関し、「企業會計制度対策調査会中間報告」では「目的」の(一)にて次のように述べられている。

「我が国の企業會計制度は、歐米のそれに比較して改善の餘地が多く且つ、甚だしく不統一であるため、企業の財政状態並びに経営成績を正確に把握することが困難な実情である。(中略)又我が國經濟再建上當面の課題である外資の導入、企業の合理化(中略)などの合理的な解決のためにも、企業會計制度の改善統一は緊急を要する問題である。」

このように、企業や国民の經濟の民主化を図るためには会計制度の根底を統一的なものにする必要があり、当然中小企業もこの例外ではなかった。

また、中小企業簿記要領の策定がなされた背景には、第一次シャウプ勧告による個人及び法人所得税の申告納税制度導入との関りが深かった。また、戦後数年の税務行政については大きな混乱が示され、山本(1986, 11)は、「中小企業会計の動向」について、「税務行政は戦後の高率な税負担と高圧的な更生決定をなし、(中略)そうした状況のもとでは、帳簿に正しく記帳しても認められず徒勞な結果をまねいた。むしろ、納税者は、帳簿をつけず会計資料も保存・提示しないで、いかに要領よく税金を安くするかという点に関心が向けられていた。」と述べ、中小企業に会計の知識やノウハウ普及のための対策は取られていなかったことがわかる。

そのような状況下で、「中小企業簿記要領」は、中小企業の経理改善や記帳技術の教示のための初めての会計基準であるといえる。以下より同要領の内容について概観する。

### 4.1 中小企業簿記要領の構成

中小企業簿記要領は1950(昭和25)年1月6日に経済安定本部の企業会計制度対策調査会が公表した。内容の構成は11の章と附録からなる。

「序章」では、「中小企業簿記要領」の目的は、「法人以外の中小商工業者によるべき簿記の一般的基準を示すものであつて、中小商工業者がこれを基準とし、その実情に応じて記帳方法、帳簿組織を改善合理化し、以て

(一) 正確なる所得を自ら計算し課税の合理化に資すること

- (二) 融資に際し事業経理の内容を明らかにすることによつて中小企業金融の円滑化に資すること
- (三) 事業の財政状態及び経営成績を自ら知り、経理計数を通じて事業経営の合理化を可能ならしめることを特に目的とするものである。」(経済安定本部1950、1)としている。

また、「中小企業簿記が従わねばならぬ一般原則」は、1949(昭和24)年に公表された「企業会計原則」に基づいたものであることは既に述べたが、大企業と中小企業の特徴の違いから「企業会計原則」とは異なる点がある。図表に「企業会計原則」及び「中小企業簿記要領」の一般原則を対比した表を示す。

図表 企業会計原則と中小企業簿記要領の一般原則の比較

企業会計原則(1949)	中小企業簿記要領(1950)
(1) 企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない(真実性の原則)。	(1) 簿記は、事業の資産、負債及びその資本の増減に関するすべての取引につき、正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成するものでなければならない(正規の簿記の原則)。
(2) 企業会計は、すべての取引に付つき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない(正規の簿記の原則)。	(2) 簿記は、事業の財政状態及び経営成績に関して真実な報告を提供するものでなければならない(真実性の原則)。
(3) 資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。(資本・損益区分の原則)。	(3) 簿記は、財務諸表により、利害関係人に対して必要な会計事実を明瞭に表示し、事業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない(明瞭性の原則)。
(4) 企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない(明瞭性の原則)。	(4) 簿記は、事業に関する取引を明瞭に記録するものとし、家計を区別して整理しなければならない(事業会計・家計区分の原則)。
(5) 企業会計は、その処理の原則及び手続きを毎期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない(継続性の原則)。	(5) 簿記は、一たん定めた会計処理の方法を継続して適用し、みだりに変更してはならない(継続性の原則)。
	(6) 仕入、売上等重要なる費用及び収益は、その支出及び収入にもとづいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない(収支的評価の原則・発生主義の原則)。
	(7) 簿記は、前各号の要請をみだり限り、会計処理の方法及び帳簿組織をできるだけ簡単平易ならしめ、記帳の能率化、記帳負担の軽減をはからなければならない。
(6) 企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない(保守主義の原則)。	
(7) 株主總會提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない(単一性の原則)。	

出所：河崎 (2016, 29-30) を参考に筆者作成

「中小企業簿記要領」の一般原則では、「真実性の原則」よりも「正規の簿記の原則」が上位に位置付けられているのが特徴である。当時の中小企業にとって、「真実な報告を提供する」以前に帳簿をまず揃えて、記帳ができるような技術を持って「正確な会計帳簿を作成すること」の方が重要で、優先的に考えられていた。更に、「企業会計原則」では、第一原則が真実性の原則であるのに対し、中小企業簿記要領では第一原則が正規の簿記の原則である。これは『簿記要領』であることによるものであり、真実性の原則

をはじめとする他の一般原則は、正確な会計帳簿を作成するための一般原則として位置づけられている。」(河崎2016, 30) と中小企業の属性に配慮した要請がなされていることを述べている。

次に、「中小企業簿記要領」はその特徴を、一般原則に基づいた上で更に中小企業の記帳の実情を考慮し、次のように述べている。

「(一) 記帳者が複式簿記の知識なくして容易にできるように、通常の複式簿記の採用する手続、特にすべての取引を勘定の貸方借方に仕分けすること並びに総勘定元帳に転記することを省略する。

(二) 原則として現金出納帳を中軸として他の関係帳簿との間に組織を確立し、現金収支を基礎として記帳の照合試算を可能ならしめ、以て複式簿記の原理とその効果を実現する。

(三) 簡単な業種においては、現金出納帳の多桁方式を発展せしめた日計表の方式を採用し、これに若干の補助明細簿を配することによつて、完全な記帳を行うことができるものとする。

(四) 帳簿組織全体として、たんに現金収支だけでなく資産、負債及び資本に関するすべての取引を記帳し、決算諸表を作成しうるとき体系的帳簿組織とする。

(五) 帳簿の記入は、証ひよう書類又は伝票その他の原始記録にもとづいて正確に行われ、帳簿の記入の真実なることがこれら原始記録によつて確認されるものとする。」

これらの特徴は、複式簿記の形式でありつつ中小企業者にも実践可能な記帳の「簡易性」を高めると同時に、正規の簿記の原則に従い、記帳が「正確」であることの2つの事柄を達成することが重要視しているのである。「中小企業簿記要領」は、これまで中小企業がよるべき特化した会計基準が存在しなかったことから、会計専門家が不足している「法人以外の中小商工業者」を対象に簡便かつ合理的な基準を与え、円滑な金融と事業の財務状況の把握を可能とするためのものである。

中小企業簿記要領の具体的な内容は、次に示す全11章と附録から構成される。

- 第一章 現金収入の記帳
- 第二章 仕入の記帳
- 第三章 賃銀給料の支拂の記帳
- 第四章 外註工賃の支拂の記帳
- 第五章 経費支拂の記帳
- 第六章 売上の記帳
- 第七章 債権債務の記帳
- 第八章 固定資産の記帳
- 第九章 月末における収支の総括

## 第十章 日計表の記帳

### 第十一章 決算

中小企業簿記要領における簡易的な会計処理とは、複式簿記による記入方法で仕訳を行い、総勘定元帳への転記を省略し、証憑書類をもとに出金伝票や入金伝票を用いて帳簿間の複式記入を行うものである（山下2020, 126）。

最後に「附録」では、昭和二十四年法律第二百六十九号所得税法の臨時特例等に関する法律（以下、臨時特例法）、大蔵省令第五号、国税庁告示第三十一号の3つの計算及び帳簿に関する法令の中から、中小企業簿記要領に準拠して帳簿付けを行う場合に関連する法令のみを抜粋して示している。

## 4.2 シャウブ勧告との関わりを持つ中小企業向け会計基準

中小企業簿記要領以外にも1950年代に中小企業向け会計基準が公表されている。ここではそれらについて若干触れておきたい。

まず、1952（昭和27）年に中小企業庁により公表された中小会社経営簿記要領である。中小会社経営簿記要領の目的は、「中小企業のうち、会社経営のものを対象として、これに適した経理制度の確立に資する」（藤巻1953, 1）ことであると、中小企業の中でも特に経営に携わるもの、あるいは中小会社経理指導者のための指導要領として位置付けられる。中小会社を、個人的色彩が強く一部の役員が会社を支配し、加えて経理担当者も少数に限られ専門知識が不足しがちな組織であると、同要領の特徴を「一般に公正妥当と認められる企業会計原則に準拠し、且つ法人税法施行細則の記載要件にあてはまる複式簿記であることを特徴とする。」（藤巻1953, 1）としている。

また、中小企業庁は中小会社経営簿記要領の公表と同年に個人経営標準記帳要領を公表している。個人経営標準記帳要領の目的は「中小企業者は、これによつて、正確なる所得を計算し、申告納税、経営の合理化に資すると、もに、融資に際しては、その経理内容を明らかにすることによつて、中小企業に対する金融を円滑にすること」（藤巻1953, 2）としている。そしてその特徴を、「所得税法施行細則として定める『簡易簿記』による青色申告者の記載事項をみだし、現金出納帳を中心として売掛帳、買掛帳、経費帳、及び固定資産台帳をそなえ、いわゆる単式簿記法により現金収支に重点をおいて、記帳整理し、月計表その他の計算表を以てこれを補い、決算にあつては損益計算書のみを作成すること」（藤巻1953, 3）としており、これまでに公表されてきた中小企業向け会計基準における複式簿記とは異なる課税所得計算の手法を示している。つまりこれは、第

二次シャウブ勧告で指摘された、申告納税制度の普及率の低さを改善するための簡易的な複式簿記よりも更に簡便な単式簿記による会計処理で申告納税を可能とするような手法を示したものといえる。

## 4.3 申告納税制度導入に伴う関係法令の整備

所得税の申告納税制度導入に伴い、中小企業簿記要領をはじめとする中小企業向け会計基準が公表されたが、これら会計基準だけではなく、法令に関しても当時の個人を含む中小企業者新たに従うべき特例法等が相次いで制定されている。その内容は主に事業者が自ら行う会社の計算についての決まり事である。では、中小企業簿記要領の附録にまとめられている法令からみていく。

まず、昭和二十四年法律第二百六十九号 所得税法の臨時特例等に関する法律（以下、臨時特例法）である。この臨時特例法では、「課税の適正化に資するため」に、所得計算に関して備え付けるべき帳簿への記載事項及び必要な事項については政府が定めることができるというものである。なお、帳簿の備え付けを希望する者は事前に政府への届出が必要である。中小企業簿記要領は、1950（昭和25）年の1月6日に発売が開始されており、臨時特例法上では政府への届出は同年1月31日までと定められていることから、約1ヶ月間、中小企業簿記要領の記載事項に沿って帳簿組織を整えることは可能であったといえる。

次に、大蔵省令第五号では、第一條の目的に臨時特例法の適用を受ける法人の所得計算に関して、記載事項その他必要な事項並びにその帳簿を備え付ける者の届出に関して必要な事項を定めることとしている。第二條の一では、臨時特例法の適用を受ける法人は正規の簿記の原則に従い、整然と、且つ、明瞭に記録しその記録に基づき決算を行わなければならない。」として、中小企業簿記要領と同様に正規の簿記の原則が一般原則の中でも特に重要視されることが法令においても定められている。第二條の二では、事業主個人の家事に関する支出と、事業に関する支出を明確に分けて記録し、家事と経費の区分が困難なもの（光熱費など）については、年末においてこれを一括区分できると定めている。これも中小企業簿記要領の「簿記は、事業に関する取引を明瞭に記録するものとし、家計と区別して整理しなければならない。」という一般原則の四と同様に、「所有と経営の分離」を必須としている。これは中小企業会計における課題として、申告納税制度の勧告当時も、現在も同じことがいえる。第三條から第五條では、同省令において定められる帳簿を備え付け、なおかつその帳簿は「すべての取引を貸方及び借方に仕訳」するいわゆる複式簿記によって記帳がなされ、更に「すべての取引を勧

定科目の種類別に分類して整理計算する」ことのできるものでなければならない旨を定めている。

なお、これらの帳簿書類の作成方法は全て中小企業簿記要領に示されており、当該事項の作成方法に準拠して計算書類を作成すれば、臨時特例法の適用を受ける上で必要な事項を満たすことができる。

- 「一 第三條から第五條まで及び前條に規定する帳簿並びに取引に関して作成された他の帳簿
- 二 たな卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算整理又は決算に関して作成されたその他の書類
- 三 取引に関して相手方から受け取り又は自己の作成した注文書、契約書、送り状、領収書、伝票その他の証拠書類。但し、相手方に交付し自己の所持しないものを除く。」

しかしながら、中小企業簿記要領や法令で定められている方法で帳簿書類を整えることが困難な事業者も多数存在したものと考えられる。そのため、第十條では「規定により難しいときは、所轄税務署長の承認を受け、第三條から第八條までに規定する記載事項等の一部を省略し又は変更することができる。」という例外を設けて、より多くの中小企業者に帳簿を備え付けるよう促している。

また、「中小企業簿記要領」が公表された翌日に、帳簿制度が1949年12月28日付けの国税庁通達によって示された。これは申告納税制度の前提となるものである。「これの第一（個人及び法人に共通する事項）12に『複式簿記が正規の簿記であることは、いうまでもないが、日々の継続記録の結果に、商品等のたな卸その他若干の決算整理をおこなうことによって貸借対照表及び損益計算書を作成できる程度の組織的な簿記』（鶴見2017, 57）と正規の簿記の基準を示している。したがって、中小企業簿記要領における複式簿記での会計処理方法は正規の簿記として位置づけられているものと考えられる（鶴見2017, 58）。

次に第二次シャープ勧告で複式簿記による記帳が困難である法人や個人は単式簿記による方法で記帳し、申告納税を行うことが可能となるよう法令で明瞭にせよという勧告がなされたことから、政府は単式簿記による申告納税を可能ならしめる臨時法令を施行した。これに関しては先に述べた個人経営標準簿記要領の附則にまとめられている。

まず、所得税法施行細則等の一部を改正する省令（昭和二十五年大蔵省令第四十四号）では、その第二条2にて「青色申告者（卸売業・製造業（修理業を除く）、建設業（土木建築の設計監督業を除く。）又は鉱業（土石採取業を含む。）を営むもので、（中略）計算に関して備え付ける帳簿書類については、所得税法施行細則第十条から第十三条まで、第十五条・第十六条及び第十八条の規定にかかわらず、

当分の間、国税庁長官の定める複式簿記以外の簿記の方法及び記載事項によることができる。」と複式簿記以外での申告納税に必要な帳簿書類の作成を認めている。

次に、簡易簿記の方法と記載事項（昭和28年5月6日国税庁告示第4号）では、「所得税法施行細則等の一部を改正する省令（昭和二十五年大蔵省令第四十四号）」における規定の具体的な内容を示すことを目的として、取引について「整然と、且つ明りょうに帳簿に記帳し、その記録に基づき損益計算書を作成しなければならない。」としている。前述したとおり、簡易簿記の方法による申告納税に際する帳簿書類は、決算について貸借対照表は不要とし、損益計算書のみを提出するよう定めている。

最後に簡易帳簿書類の取扱通達（昭二八・五・一二直所六一七）では「簡易簿記による青色申告者の備え付けるべき帳簿書類の取扱方について」に関して明確に示している。特に別表にて「(一)貸倒準備金勘定に関するもの」、「(二)特別修繕引当金勘定に関するもの」、「(三)退職給付引当金勘定に関するもの」、「(四)価格変動準備金勘定に関するもの」について具体的にその内容を示しており、帳簿書類を揃える際の基準として示されている。

また、別表二では「一 貸借対照表記載科目」にて簡易簿記による方法では「貸借対照表の作成を要しない。」とし、「二 損益計算書記載科目」では「正規の簿記の方法によらなければならない者」と「簡易簿記の方法によることのできる者」に分けて科目を示している。正規の簿記はあくまでも複式簿記であることは揺るがないことであるが、簡易簿記による方法が認められる者に対してはその記帳方法や科目の多少については、簡易簿記の法令に則れば認可されるものと考えられる。

以上のことからわかるように、申告納税を行うに当たっては新たに定められた法令を遵守しながら事業者は会計処理を行わなければならなかった。そのため、「中小企業簿記要領」をはじめとする中小企業向け会計基準は、これら法令に従い計算書類を作成するためのガイドラインの役割を担っているものと推察できる。

## 5 おわりに

本稿では、第二次世界大戦後の中小企業向け会計基準に関する議論を社会的側面及び制度的側面から論じた。

我が国初の中小企業向け会計基準である「中小企業簿記要領」の策定背景には、「第一次シャープ勧告」及び「第二次シャープ勧告」による申告納税制度の導入が深く関わっていることが明らかとなった。当時の中小企業の経営実態は、複式簿記に拠る記帳が根付いていない場合が多く見られ、また、帳簿付けをしていたとしても、申告納税制

度導入前の賦課課税による徴税の際に以下に税金を安く抑えるかということが念頭に置かれていたようである。更に会計の専門知識をもった経理担当者の不足なども懸念されていた。

このような中小企業が申告納税を行うためには、中小企業に向けて一定の基準を設けて正規の簿記もしくはそれと同等の方法で、必要な計算書類を揃えることができるようなガイドラインが必要であった。法令でも帳簿書類の作成方法について定められ、複式簿記あるいはそれに従うことが困難な場合は単式簿記による方法での記帳が義務付けられた。

そこで、政府はこのような中小企業の実態を鑑み、申告納税を可能とし尚且法令上の会計に従うことのできるよう、1950年代に「中小企業簿記要領」を始めとする中小企業向け会計基準が相次いで公表し、申告納税促進のための対策を講じたものと考えられる。

#### (注)

- 1 本稿では、河崎（2016）に準拠し、大企業と中小企業の会計基準を区別するため、大企業の会計基準を「大企業向け会計基準」、中小企業の会計基準を「中小企業向け会計基準」とする。
- 2 本論文では2019年7月に出版された「シャウプ勧告（「シャウプ使節団日本税制報告書」1949年8月27日付第一次報告書・1950年9月21日付第二次報告書収載）（70周年記念出版）」をシャウプ勧告本文として用いている。

#### 【参考文献】

- 会田宣也. 2019. 『シャウプ使節団日本税制報告書』 エヌピー通信社.
- 青木茂男. 1949. 「中小事業の経理—中小企業廳「経営及び経理診断要領」に關聯して—」『税経通信』(2): 27-31.
- 安藤豊作. 1949. 「シャウプ勧告中小企業界はこう見る」『税経通信』(10): 55-56.
- 池本征男. 1981. 「加算税制度に関する若干の考察」『税大論叢』14: 145.
- 小川良之. 2009. 「シャウプ勧告(1)」『北星学園大学大学院論集』5, 25-53.
- 金子宏. 2019. 『租税法第二十三版』弘文堂.
- 河崎照行. 2016. 『最新中小企業会計論』中央経済社.
- 記内角一. 1949. 「中小企業の経理改善について」『企業會計』1(9): 39-41.
- 黒澤清. 1949. 「會計原則の意味するもの」『産業経理』9(9): 3-11.
- 経済安定本部. 1949. 「企業會計制度対策調査會中間報告」『産業経理』9(7): 4-18.
- 経済安定本部企業會計制度対策調査會. 1950. 『中小企業簿記要領』大蔵財務協会.
- 経済安定本部. 1950. 『中小企業簿記要領解説—記帳例題つき』森山書店.

- 佐藤孝一. 1949. 「企業會計の發表について」『企業會計』1(10): 15-16.
- 品田誠平. 1950. 「シャウプ勧告と能率簿記」『産業経理』10(6): 37-39.
- 高橋勝一他. 1953. 『中小会社経営簿記要領と解説』中央経済社.
- 中小企業庁. 1956. 『中小企業の財務管理要領』税務経理協会.
- 鶴見正史. 2017. 「中小企業の会計構造と記述理論(3)」『佐賀大学経済論集』: 50(1): 49-65.
- 藤吉治吉. 1953. 『中小会社経営簿記要領と解説』税務経理協会.
- 山下壽文. 2020. 『戦後税制改革とシャウプ勧告—シャウプ税制施行70周年を顧みて—』同文館出版.